

## 研究資料

### 滋賀・浄厳院蔵 木造釈迦如来立像

——佐々木氏頼(二三二六〜七〇) 発願の旧慈恩寺本尊——

津 田 徹 英

はじめに

一、本像の概要

- (1) 法量
- (2) 形状
- (3) 品質・構造
- (4) 表面仕上げ
- (5) 保存状況等

二、作風

三、伝来

むすびにかえて

——十四世紀前半の西大寺末寺における院派仏師の造像をめぐって——

はじめに

滋賀県近江八幡市安土町慈恩寺に所在する浄土宗の巨刹・浄厳院<sup>(1)</sup>は、織田信長によつて天正六年(一五七八)に創設され、近世初頭にあつては近江・伊賀二国に八〇〇余の末寺を擁したと伝える。信長は浄厳院の創設に際して、近江一国の守護職を当地において代々継承した佐々木六角家の菩提所・慈恩寺に寺地を求め、本堂(室町時代、重要文化財、挿図1)には近隣の八幡山東麓にあつた興隆寺の弥勒堂を移築

滋賀・浄厳院蔵 木造釈迦如来立像

し、本尊には甲良二階堂の宝蓮寺より丈六阿弥陀如来坐像(平安後期、重要文化財)を付属の天盖(同時代)ともども遷し、住侶は金勝東坂の阿弥陀寺から迎えた。これまで信長による浄厳院の創設にあつては、慈恩寺を寺地に選定し本堂・本尊・住侶を他所から迎えたところから、かの地に存在した慈恩寺は堂舎等が取り払われ、結果、慈恩寺は完全に消滅したと考えられてきた。しかし、「金勝山」の扁額を掲げる楼門(室町時代、重要文化財、後掲挿図27)は、平成九年(一九九七)に行われた解体修理にともなう発掘調査等の知見によつて慈恩寺のそれが移築されることなくそのまま当初の位置に残ったことが判明している。加えて、以前から浄厳院の書院に南面する苑池、および、境内地に残る土塁・石塔類のいくつかについて、いずれも浄厳院の創設時期を遡り、慈恩寺の名残をとどめることが指摘されてきた。浄厳院が「慈恩寺」の寺号を継承していることを思えば、小稿で明らかにするように浄厳院として創設される際に、それまでかの地にあつた慈恩寺の楼門だけではなく什宝類に及んで継承されていたという認識が必要であろう。

標題の木造釈迦如来立像(近江八幡市指定文化財、図版五〜八、挿図2、3)は、現在、浄厳院の本堂内にあつて本尊(上述)の右脇(向かつて左)奥の縦長の巨大な厨子内に安置されている。像は一見して鎌倉時代末期から南北朝時代(十四世紀前半)に遡るとみられる清凉寺式の釈迦如来立像(以下、本像)である。本像はこれまで近世の彩色(褐色地)に覆われて尊容を損ねるうえに、両足柄は切り縮められており、しかも近世の文のある台座の上にあつて像は前傾し、かつ、大衣の襟際で割り首とする接合部の矧ぎ目が緩んで、像の転倒あるいは頭部の落下が懸念された。幸いにも公益財団法人朝日新聞文化財団による平成二十七・二十八年(二〇一五・一六

挿図1 本堂(外観) 滋賀・浄厳院

度の文化財保護活動への助成事業のひとつとして本像の保存修理が採択された。その修理は全面解体に及ぶもので、あわせて像本体に施されていた後世の彩色を除去したところ、後補の部材はほとんどないことが確認できた<sup>(9)</sup>。そして、修理を経て蘇った尊容は造立当初のそれに近づくところとなった。

本像については、これまで人目を惹くことがなかったが、小稿では解体時ならびに修理完了後の実査時<sup>(10)</sup>の知見を踏まえて、作風に及び、それが院派仏師の手になるであろうとの私見を述べるとともに、伝来についての関係史料を示して、本像が浄厳院の地にかつて存在した佐々木氏頼(二三六〜七〇)発願・建立の慈恩寺の本尊であったことを明らかにし、研究資料としてこれを提示するものである。

一、本像の概要

最初に解体修理を経て面目を一新した本像について、像本体を中心に法量、形状、品質、構造、表面仕上げ、保存状況等の順に基礎データを示しておく。

(1) 法量(単位はセンチメートル)

像本体				
像 高	一五六・七			
髮際高	一四五・一	胸 奥(右)	二六・六	足柄(右)出
白毫高	一四二・五	同(左)	二六・四	同 幅
頂上顎	三四・二	腹 奥	三〇・五	同 奥行
				一六・二

挿図2 釈迦如来立像 右斜側面  
滋賀・浄厳院

面長	一九・一	肘張	四五・四	足柄(左)出	七・七
面幅	一七・四	袖張	三七・四	同(左)幅	六・六
耳張	二三・三	裾裾張	三五・三	同 奥行	一六・二
面奥	二三・四	足先開(内)	七・五	足先開(外)	二五・四
光背					
総高	二〇五・〇	二重円相高	一六六・〇	柄 出	九・三
最大幅	八九・〇	頭光部径	三九・五	同 幅	一二・三
光脚部幅	四一・五	身光部幅	五二・〇	同 奥行	一・九
台座(新補の黒漆塗二段丸框を含む)					
総高	四八・一	敷茄子高	一〇・二	二段丸框高	一六・七
仰蓮高	一九・四	同 幅	二七・三	同 幅	七九・〇
同 幅	六五・〇	同 奥	二八・九	同 奥	六二・二
同 奥	四七・五	心木径	四・〇	各隅足高	一・二
蓮肉厚	一六・七	同 長	一六・〇	同 幅	二〇・〇

挿図3 釈迦如来立像 頭部左斜側面  
滋賀・浄厳院

(2) 形状

像本体

肉髻・地髪からなる頭部は、頭髪を縄目状とし、正面において肉髻では時計廻りに、地髪では反時計廻りに渦巻き状に回転させ、後頭部で逆V状に上下に重ねる。肉髻の地髪に接するところの正中において肉髻珠（木製新補）を、額上の正中には白毫（水晶製後補）をあらわす。鼻孔を浅く穿ち、耳朶は環状で貫通とし、喉元の括り線を二条とする。

着衣は大衣と裙を着ける。このうち大衣は上端を袋状にあらわし、頸廻りを覆いながら、いわゆる通肩に着ける。裙は大衣の下層において上・下段に着ける（打ち合わせ部は不明）。大衣・裙ともに衣文線は、前半にとどまり背面ではあらわさない。正面を向いて直立し、右手は屈臂して腋前で五指を開き堅掌とし、左手は軽く屈臂して大腿外で五指を開いて指先を垂下させる。

光背

二重円相の周辺に雲烟を透かし彫りにあらわした拳身光とする。光脚は三弁の間と間弁と薬をあらわす。光脚の基部は無文帯とする。

台座

踏み割り蓮華（蓮弁四六枚、十方五段魚鱗茸・敷茄子（丸型）、新補の二段丸框（四方隅足付き））からなる。

挿図4-(1) 地髪部の小孔

挿図4-(2) 上髻の小孔

(3) 品質・構造

像本体

檜材による寄木造。頭・体の幹部は大きく前面・中間・後方の三部をもって構成する。

このうち前面部は両耳後ろを通る線で木取りし、両足甲の半ばまで、両足柄の大半を含んで縦木一材より彫出する。髪際のやや上の地髪部、口髻の合わせ目の僅かに上（上髻）、大衣の腹部上の、いずれも正中を通る線上（合計三箇所）に像の木割りに関わる錐点とおぼしき小孔が認められる（挿図4）。このほか左顎下の頸部には造立時に節を抜いて処置した円形の埋木が存在する。

中間部は後頭部と両肩部（マチ材）を各々別木で彫出し、<sup>(12)</sup> 裙の裾部・足首の後半（踵）・足柄の後端を左右四材をもって木取りする（挿図5）。この左右四材は、両外側の二材で裙の裾部と足首の後半（踵）外側を彫出し、内側の左右二材で裙の裾部の底面と足首の後半（踵）内側、足柄の後端を彫出する。

後方は大衣襟際から裙の裾部の下端に及んで背板風に左右二材を正中で接して当てる。

頭体を通して像内に内削りを施し、前面材の大衣の襟際の線で頭体を割り放つ（割り首とする）。

この頭体の幹部に両体側部材、肘以下の両袖材、両袖先底面の小矧ぎ木（裾裾との隙間を埋め込む材）、両裾裾外側部材、両手首先、両足先をそれぞれ別材で矧ぎ付

挿図5 中間部左右四材の木寄せ（修理時の撮影）

挿図6 内削りの底面に当てられた横木一材（修理時の撮影）向かって左側が左右二材からなる背板

ける<sup>(13)</sup>。

なお、像内底部には内割りの幅・奥行きいっぱい厚手の横木一材を渡す(挿図6)。この横木は存在しなくとも何ら構造上支障をきたすことはなく、上面を平滑に仕上げ中央には鉄釘を打ち立てていたとおぼしき痕跡(鏽)が認められる。ここに納入品を鉄釘で打ち付けて納置していたようでもある。

挿図7-(1) 像底

挿図7-(2) 同 木寄せ(描き起こし)

光背  
檜材製。二重円相は光脚基部下の柄を含んで左右縦板三材矧ぎとする。周縁(雲烟透かし彫り)は縦板材をもつて中央上部一材・左右上下三材(合計七材)からなる。

台座  
檜材製。蓮肉部は上下三段からなり、上段は前後三材矧ぎとし、中段は側面に縦木の大小八材を打ち廻し、下段は前後に四材(板材)を当てる。蓮弁は四十六枚、各一材製。敷茄子は前後二材製とし、内部を中空に割り抜くとともに、前半材の正面見付け部に宝相華唐草を透かし彫りであらわし、中空とする内部前半に補強を兼ねて筒状の半截一材を組み込む。上下の丸框(新補)はいずれも梓木を六方から矧ぎ付け、上框の上面には左右四材(板材)を嵌め込む。下框の内部には補強を兼ねて角材を「キ」状に組み入れる。隅足(四方)は各薄板一材製とする。

る(図版九)。造立当初の肉身・着衣部の色相は不明ながらそれぞれ彩色(単色か)をもつて地色を整え、着衣衣文の稜線に沿って金線(切り箔)を置き、大衣には団形の蓮華唐草文を截金で適宜配していたとみなされよう。

挿図9 掌中 縦の刻線

た、右肩・肘・袖口には部分的に截金の痕跡が確認でき、その箇所には現状黒色を呈する下地が窺え

挿図8 大衣右袖

手首、足の甲に錆漆(下地)を残す。また、右肩・肘・袖口には部分的に截金の痕跡が確認でき、その箇所には現状黒色を呈する下地が窺え

光背・台座

光背は表面を漆箔仕上げとし、裏面を黒漆塗とする。台座は仰蓮彩色(緑青地・華脈に切り箔を置く)、敷茄子漆箔、二段黒漆塗とする。

(5) 保存状況等

像本体の後補部は、肉髻(木製新補)、白毫(水晶製)のみ。現状、像表面の彩色・截金の大半を剥落する(上述)。両足柄の底面は木口の木肌が新しく、鋸目を残すところから水平に切り縮めたようである(挿図7)。

光背・台座(仰蓮・敷茄子)は近世の制作になる。ただし、像本体を承ける台座

(4) 表面仕上げ  
像本体

現状、頭髮は黒色

地を呈し、肉身部な

らびに着衣の大半は

素地を呈する。ただ

し、面部の両頬下か

ら顎・喉元にかけて、

両肩部、両手指先・

手首、足の甲に錆漆

(下地)を残す。ま

た、右肩・肘・袖口

には部分的に截金の

痕跡が確認でき、そ

の箇所には現状黒色

を呈する下地が窺え

の蓮肉部に穿たれた角柄穴は、像本体の足柄より前後を広くとっており、柄穴の前後には小角材を埋木して、足柄との隙間を調整している。このことから台座は別物を転用したものとみなされる。<sup>(14)</sup> 黒漆塗の二段框（隅足付き）と心木は今回の修理に際しての新補である。光背は本像の後頭部の位置と身幅が二重円相部の頭光・身光部の位置・幅において違和感がないところから、台座の転用に際して補われたようである。

挿図 10 釈迦如来立像  
京都・清凉寺

挿図 11-(1) 同 左側面  
京都・清凉寺

挿図 11-(2) 同 滋賀・浄厳院

このほか、本像を納めた縦長の厨子（近世）を安置する須弥壇は、本像が造立された折に一具として制作がなされたかどうかについては不明ながら、中世に遡る可能性が検討されてよいであろう。

## 二、作風

本像に見る、頭髮を繩目状とし、肉髻・地髪それぞれの正面において渦を巻いてあらわす点、大衣を通肩にまとう際、上縁が袋状となって頸廻りに及ぶ点、両袖口外側の縁を鋸歯状に折りたたむ点（挿図 8）、開掌した両手をやや大きくあらわして施無畏・与願印とし、その掌において左右ともに第三指（中指）の第一関節から手首の括り線近くにまでまっすぐに一本の刻線が伸びる点（挿図 9）、まっただい・裾の背面にあつては衣文を刻まない点などは、京都・嵯峨釈迦堂 清凉寺本尊像（以下、清凉寺像 挿図 10）に認めることのできる特徴であり、これらを意識的に取り込むことで、清凉寺像の尊容を再現しようとした、いわゆる「清凉寺式」と呼ばれる釈迦如来立像の範疇に属する造形であることは言うまでもない。ただし清凉寺像と比較してみると、一五六・七 cm を計測する本像は、清凉寺像の像高一六二・七 cm<sup>(15)</sup> より幾分丈高が小さく、体軀の把握の仕方について、ことにその奥行きは本像の方がはるかに厚く、かつ背中を丸めていささか猫背気味になっている（挿図 11）。さらに各部位の表現にあつては、清凉寺像では白毫に径のやや大きい銀板をかぶ

挿図 12-(1) 釈迦如来立像 三道 京都・清凉寺

挿図 12-(2) 同 喉部 滋賀・浄厳院

せて、その円相面に乘雲の仏坐像を顕現させており、つり上がり気味の両眉のラインは刻線をもつてあらわし、瞳には黒漆<sup>(16)</sup> を塗った珠を嵌入して、耳孔には水晶玉を嵌め込んでいる。これに対して本像は清凉寺式の釈迦如来立像の大半がそうであ

るように白毫に水晶を嵌入し、両眉のラインは稜線をもってあらわし、瞳を含む目を彫眼とし、耳孔については穿つのみである。これらの表現はわが国の仏像彫刻の通有表現と何ら変わるところはない。ただし、本像は喉元にあらわされた括り線が二本ともに下方に寄っており、その点は清涼寺像のそれによく倣っている（挿図12）。

また、通肩にあらわされた大衣の上縁を袋状にあらわして頸廻りに及ぶ点は、上述したように清涼寺像のそれを踏襲したものであるが、本像では袋状となる頸元の衣縁が幅広となることに加えて、反転して裏地を見せる切り替えの部位が正面中央でなされており、その表・裏の面積の割合はほぼ等しくなっている。この点は今日

知られる清涼寺式の釈迦如来立像の作例中（挿図17）<sup>17</sup>でもあまり類をみない。

このほか、左・右大腿に懸かる大衣にあらわされた衣褶について、通例では清涼寺像に倣い清涼寺式の釈迦如来立像においても茶酌状のそれを左右交互に繰り返しているが、本像ではそれを鉤針状に刻線であらわしている（挿図13）。一方、大衣両袖の外側において肘の屈曲にともなう衣褶があらわされる場合、清涼寺像のそれを踏襲して清涼寺式の釈迦如来立像においても多くが茶酌状となるのに対して、本像では蕨手状の刻線をもってあらわされており（挿図14）、

挿図13 大衣の大腿部衣褶

挿図14 大衣の左肘外側衣褶

左右五指の爪先をやや伸ばし気味にして先端を尖らせる点（挿図15）ともども、清涼寺像はもとより現存の清涼寺式の釈迦如来立像において、やはり類例を見出し得ない表現となっている。

さて、今回の修理は全面解体に及んでなされた。像内に墨書銘記・納入品の類は存在しなかった。それゆえ本像の造像に携わった仏師、ならびに、造願の年代については作風からの推定とならざるを得ないが、本像は、それが清涼寺式の釈迦如来立像であると判断できる画像表現上の特徴（上述）をともしつつ、造形のうちに携わった仏師の系統を窺わせるに足る表現をあわせもっているように考える。

すなわち、像奥行きの厚い背中をいささか丸めて猫背気味とすることとあいまって、面部の表現（挿図16）において、面長となる顔の輪郭が両頬にかけてやや下膨れ気味となるとともに、両小鼻の鼻翼を張り出すことで重厚な印象を与える鼻、下脣を上脣より厚くあらわす点などは、元亨二年（一三三二）銘の神奈川・覚園寺阿闍如来坐像（院興作、挿図17）や正中三年（一三三三）銘の福島・保福寺薬師如来坐像（院管作）のそれに通じるものがあり、その髪際が中央においてやや下側に弛み、逆に額の左右で僅かにもち上がる点は、年紀が押さえられる作例では、降って貞

挿図17 阿闍如来坐像 頭部正面  
神奈川・覚園寺

挿図16 釈迦如来立像 頭部正面  
滋賀・淨厳院

挿図19 千手観音菩薩坐像 頭部正面  
東京国立博物館

挿図18 阿弥陀如来坐像 頭部正面  
福岡・善導寺

和五年（一三四九）銘の福岡・善導寺阿弥陀如来坐像（院広作、挿図18）、あるいは、銘記は確認されないが十四世紀前半の第二四半期頃の院派仏師の手になるとみられる東京国立博物館蔵千手観音菩薩坐像<sup>(18)</sup>（挿図19）のそれと同趣のものである。ことに頭部側面において耳輪全体を縦長に造作し、その上半は後方へのカーブを抑え気味にしながら下半へと伸びつつ、環状貫通となる耳朶を太くあらわし僅かに後方に反らせる点（挿図20）は、まったく同一とは言いが、上述の東京国立博物館千手観音菩薩坐像のそれ（挿図21）に近いものを認めてよさそうである。これらの特徴は、背中に認めたいささか丸めて猫背気味となることともども、そこに院派仏師の作例との親近性が窺われる。本像の造立に院派仏師の関与を推定するとともに、造立の時期についても十四世紀前半のおおよそ第二四半期を考えたい。

ちなみに、院派仏師の手になる清涼寺式の釈迦如来立像ということであれば、本像に先行する作例として徳治三年（一一三〇八）に院保が中心となつて造頭をみた称名寺像（挿図22）が想起される。ただし、その造形を本像と比較してみると、称名寺像は頸廻りを覆う袋状にあらわされた大衣上縁の幅がさほど広くはなく、側面観における像の奥行きも本像ほどの厚みをとまなつてはいない。加えて、背面（挿図23）の表現において、本像は清涼寺像のそれを踏襲して衣文をまったくあらわさ

ないのに対し、称名寺像ではU字状の鬘を繰り返している。また、称名寺像は本像のように大腿に懸かる大衣の衣褶を鈎針状の刻線であらわすことも、肘外の衣褶を蕨手状の刻線とすることもなく、両手五指の爪先を伸ばして尖らせることもない。このように見ると、それらの点は本像の個性を際立たせることに繋がっていない。

挿図 21 千手観音菩薩坐像 右耳 東京国立博物館  
挿図 20 釈迦如来立像 右耳 滋賀・浄厳院

挿図 22 -(3) 同 右斜側面

挿図 22 -(2) 同 正面

挿図 22 -(1) 釈迦如来立像 神奈川・称名寺 左側面

挿図 23 -(1) 釈迦如来立像 背面  
京都・清凉寺

挿図 23 -(2) 同 滋賀・浄厳院  
寺

挿図 23 -(3) 同 神奈川・称名  
寺

本像は現在、本堂内陣の本尊右（向かって左）脇の厨子内に安置されているが、当初よりこの堂内に伝来した訳ではない。境内には背後に<sup>きぬがこ</sup>織山を望んで西面して建つ釈迦堂が存在しており（挿図24）、堂宇の名称に示されるように本像は、かつてこの堂内に安置されていたとみられる。本堂内に安置されたのは本堂の改修がな

挿図 24 釈迦堂 滋賀・浄厳院（背後に織山を望む、中腹の岩肌に見えるあたりに桑實寺が所在する）

つた昭和四十二年（一九六七）以後のことのようである。ただし、もとの堂宇とみなされる釈迦堂の建物自体の建立年代は不明ながら、中世にまで遡る建物ではない<sup>(19)</sup>。さて、本像の伝来を考えてゆくうえで手がかりになるのは、安永七年（一七七八）に先行書を踏まえてまとめられた浄厳院蔵『開山上人略伝』の以下の記事である<sup>(20)</sup>。

慈恩寺威徳院ハ者、聖皇太子之草

創、天台一乗之靈場ニシテ本尊釈迦文者毘首羯摩之作、梅檀香木之瑞像也、然ルニ而文明中罹<sup>か</sup>于兵火一、殿堂一時ニ灰燼シ一山忽チ為<sup>ル</sup>鳥有<sup>ト</sup>時、沈<sup>ム</sup>本尊ヲ於水中ニ、又中將法如ノ藕絲ノ袈裟、法如自書ノ称讚浄土經、及ヒ六字ノ宝号、恵心僧都ノ来迎廿五尊、恩恭ノ弥陀ノ画、並ニ山門一棟幸ニ免<sup>ル</sup>其ノ厄一、又弥陀ノ号一鋪、火焰中ニ存<sup>ス</sup>文字ノ者等、于今ニ伝<sup>ヘテ</sup>蔵<sup>ニ</sup>于当院ニ焉、自<sup>レ</sup>爾<sup>レ</sup>迄<sup>ニ</sup>天正中一凡ソ九十有余年、寺僧雖<sup>モ</sup>下<sup>ニ</sup>纒<sup>ニ</sup>造<sup>リ</sup>一ノ小茅廬<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>安<sup>ス</sup>ト本尊等<sup>ヲ</sup>、亦<sup>タ</sup>資給<sup>不</sup>レ廢<sup>カ</sup>、一日武將織田信長公狩<sup>ニ</sup>于野外ニ、見<sup>テ</sup>山門<sup>ノ</sup>特存<sup>一</sup>、夙<sup>ニ</sup>心<sup>ハ</sup>頓<sup>ニ</sup>動<sup>キ</sup>、又兼<sup>テ</sup>慕<sup>ヒ</sup>浄厳八世明感上人之真<sup>ヲ</sup>、竟<sup>ニ</sup>移<sup>シ</sup>金勝ノ禅房<sup>ヲ</sup>於威徳ノ旧蹤<sup>ニ</sup>ニ創<sup>リ</sup>立<sup>シ</sup>一大伽藍<sup>ヲ</sup>、堂舎門<sup>ハ</sup>廡<sup>悉ク</sup>備<sup>ハ</sup>ル、名<sup>ツケテ</sup>曰<sup>フ</sup>金勝山慈恩寺浄厳院一、又號<sup>シテ</sup>寺境<sup>ヲ</sup>爲<sup>ス</sup>安土一、且<sup>ツ</sup>朱<sup>ニ</sup>璽<sup>シテ</sup>于伊賀近江二州<sup>ニ</sup>、附<sup>ニ</sup>スル末派<sup>一</sup>者凡<sup>テ</sup>八百八ヶ寺、又拽<sup>テ</sup>二州<sup>ノ</sup>之<sup>ニ</sup>階堂<sup>ノ</sup>弥陀ノ像<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>爲<sup>ス</sup>本尊<sup>一</sup>（以下略）、

### 三、伝来

文中、慈恩寺本尊が「梅檀香木之瑞像」と認知された釈迦如来像であったことに言及しつつ、文明年中の兵火罹災の難を潜り抜け、天正年中に及んで「寺僧、纒かに一つの小さき茅の廬を造り、以て本尊等を安んず」とあることは、文中に「山門一棟、幸に其の厄を免れ」とあることとともに見過ごせない。近世に至っても楼門

ともども「梅檀香木之瑞像」とされた釈迦如来像が浄厳院に伝存し、それらが旧慈恩寺の建築・本尊像と認識されていたことが示されている。<sup>(21)</sup>

ちなみに、浄厳院の東に望む鞆山の中腹に所在する桑實寺（挿図25）に伝えられた天文元年（一五三二）制作の「桑實寺縁起絵巻」（土佐光茂画、重要文化財）巻下・第二段の冒頭には、桑實寺が所在する鞆山の麓に広がる雑木林のなかに建つ朱塗りの楼門を描いている（挿図26）。この楼門についてはこれまで山麓に建てられた桑實寺の仁王門と理解されてきたようであるが、桑實寺に仁王門が存在したことは知られていない。むしろ、その姿はかつて慈恩寺の楼門であった浄厳院のそれ（挿図27）を思わせるものがある。この旧慈恩寺楼門の建立年代については、將軍足利義晴が佐々木六角家の当代当主・定頼（一四九五～一五五二）に庇護を求めて鞆山中腹の桑實寺に將軍御座所を定めた時期（すなわち、享祿四年（一五三二）から天文三年（一五三四）の間を中心とする時期）の佐々木定頼による本拠・鞆山観音寺城と麓の菩提所・慈恩寺の整備事業を想定して、天文年間（一五三二～一五三四）の建立が推定されている。<sup>(25)</sup> それは応仁の乱の近江国波及に端を発した文明元年（一四六九）における同族・京極持清（東軍）と定頼の父・高頼（西軍、一四六二～一五二〇）との間で争われた近江守護職をめぐる攻防戦と関わるものである。この戦闘は鞆山観音寺城の西麓で繰り上げられることとなり、ことに慈恩寺付近での激突については後世、「慈恩寺合戦」と呼ばれたが、まさしく上掲の『開山上人略伝』が述べるところの文明年中の兵火罹災を指す。そして、これに起因した荒廃を承けての整備事業であった。そうであるならば、慈恩寺楼門の建立は「桑實寺縁起絵巻」が制作された時期と重なることになる。浄厳院の楼門は現存する滋賀県下の重要文化財および県指定有形文化財の楼門のなかにおいて最大規模を誇る。<sup>(27)</sup> 建立当時、この朱塗りの楼門が將軍義晴を庇護した佐々木六角家の菩提所として、当地にあって威容・威観を示して周辺からは目を惹く存在であったことは想像に難くない。画中にあっては仁王門のほぼ正面に藁葺きの家々に交じって石積みで囲まれた正面三間の間口をもつ入母屋造の板葺屋根の堂宇が描かれている。これが釈迦如来像を本尊として安置する慈恩寺の本堂に比定し得るかどうかを含めて検討がなされてよいであろう。<sup>(28)</sup> その慈恩寺本尊像の造像事情については、慈恩寺に関する先行研究・議論<sup>(29)</sup> におい

てまったく抜け落ちていた感があるが、これを明確かつ端的に記すのは東坊城秀長（二三三八～一四一一）が、佐々木氏頼の猶子・京極高詮の要請により作文した応安五年（一三七二）六月の佐々木氏頼三回忌追善願文である（東坊城秀長の日記・文集『迎陽記』巻九、所収）。かの佐々木氏頼（二三二六～一七〇）は近江一國の守護を代々

挿図25 桑實寺周辺地図（『近江蒲生郡志』巻1（1911年刊）所載の「近江国蒲生郡条里図」を使用）

挿図27 楼門 滋賀・浄厳院（現状の瓦葺は平成の解体修理に際して入母屋造への復原にあわせて採用された）

挿図26 桑實寺縁起絵巻 下巻（部分）向かって右に楼門、左に三間の間口をもつ板葺の堂宇を描く

継職した佐々木六角家の当主であり、逝去の報に接した三条公忠（一三三四〜八三）をして「当時、武家において聊か仏神を敬い、道理を知る者なり、惜しむべし惜しむべし、天下衰微の第一なり（原文読み下し）」<sup>(30)</sup>と言わしめた人物である。以下に佐々木氏頼三回忌追善願文の全文を掲げる。<sup>(31)</sup>

佐々木判官入道崇永<sup>道号</sup>三廻<sup>猶子四郎兵衛</sup>難<sup>尉高詮修之</sup>

夫レ、仁ニシテ者無敵ナレトモ、難<sup>レ</sup>ク避<sup>ケ</sup>テ煩惱之魔軍ヲ、勇ニシテ者不<sup>レ</sup>レトモ、懼<sup>レ</sup>、争<sup>ニ</sup>禦スルコトナラス分段之妄兵<sup>一</sup>、浮休之理、仁勇不<sup>レ</sup>免<sup>レ</sup>者乎、恭シク惟<sup>フ</sup>ニ、過去ノ幽霊（論者註<sup>ニ</sup>佐々木氏頼<sup>一</sup>）ハ、淑質ニシテ貞亮ナリ、英氣ニシテ醇懿ナリ、守<sup>リ</sup>テ江州<sup>一</sup>而施<sup>ス</sup>恩<sup>ヲ</sup>也、老<sup>ハ</sup>者安<sup>シ</sup>少<sup>キ</sup>者懷<sup>キ</sup>、莅<sup>ニ</sup>城壘<sup>一</sup>而取<sup>リ</sup>義<sup>ヲ</sup>、剛ニシテ不<sup>レ</sup>吐<sup>カ</sup>柔ニシテ不<sup>レ</sup>茹<sup>ハ</sup>、洗<sup>ハ</sup>之威、可<sup>レ</sup>比<sup>ニ</sup>宜僚<sup>一</sup>之当五百<sup>ニ</sup>、越<sup>ハ</sup>之氣、何<sup>ソ</sup>異<sup>ニ</sup>毛遂之出三千<sup>一</sup>、戰伐ノ功高クシテ、不<sup>レ</sup>見<sup>セ</sup>矜満之色<sup>一</sup>、止足ノ志厚ク、更<sup>ニ</sup>無<sup>シ</sup>驕佚之行<sup>一</sup>、況<sup>シ</sup>ヤ亦<sup>タ</sup>、学<sup>フ</sup>ニ涉<sup>リ</sup>典籍<sup>一</sup>、贖<sup>ニ</sup>野<sup>一</sup>風月之富<sup>一</sup>、心<sup>ハ</sup>遯<sup>ニ</sup>利名<sup>一</sup>、每<sup>ニ</sup>觀<sup>ル</sup>水雲之空<sup>一</sup>、然<sup>ル</sup>問、斯<sup>ノ</sup>人有<sup>ニ</sup>負薪之憂<sup>一</sup>、其<sup>ノ</sup>疾及<sup>ニ</sup>就木之別<sup>一</sup>、在<sup>ル</sup>コト閻浮<sup>ニ</sup>兮五十餘年<sup>一</sup>、恰<sup>カ</sup>同<sup>ニ</sup>黄梁之夢<sup>一</sup>、入<sup>ル</sup>コト涅槃<sup>ニ</sup>兮三十六月、徒<sup>ニ</sup>誦<sup>ム</sup>白華之詩<sup>一</sup>、爰<sup>ニ</sup>弟子<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>サレトモ受<sup>ケ</sup>ケ髮膚<sup>一</sup>、仁恤之愛均シク、其<sup>ノ</sup>子、不<sup>レ</sup>犯<sup>ム</sup>顏色<sup>一</sup>、省定之孝如<sup>ニ</sup>己親<sup>一</sup>、恩雖<sup>モ</sup>重<sup>ニ</sup>於千鈞<sup>一</sup>、報未<sup>レ</sup>挙<sup>ケ</sup>於一髮<sup>一</sup>、吁嗟、三千<sup>ノ</sup>泣血<sup>ハ</sup>者子羔也、三日ノ糜食<sup>ハ</sup>者子龍也、不<sup>ニ</sup>必<sup>ス</sup>攀<sup>ニ</sup>賢之跡<sup>一</sup>、専<sup>ラ</sup>欲<sup>ス</sup>罄<sup>ニ</sup>一善之誠<sup>一</sup>、肆<sup>ニ</sup>奉<sup>リ</sup>供<sup>ニ</sup>養<sup>一</sup>金堂一字<sup>一</sup>、點<sup>シ</sup>メテ囊<sup>ニ</sup>相<sup>一</sup>、苔墳之地<sup>一</sup>、有<sup>ニ</sup>幽靈草創之構<sup>一</sup>、命<sup>シ</sup>テ題<sup>ニ</sup>於慈恩寺<sup>一</sup>、摸<sup>ニ</sup>尊像<sup>一</sup>於清涼寺<sup>一</sup>、南都一派之律院<sup>ニ</sup>テ、辺境無<sup>ニ</sup>双之浄場也、奉<sup>リ</sup>讚<sup>ニ</sup>嘆<sup>一</sup>胎藏金剛兩部曼陀羅<sup>一</sup>、奉<sup>レ</sup>書<sup>ニ</sup>寫<sup>シ</sup>金泥ノ妙法蓮華經一部<sup>一</sup>、此<sup>ノ</sup>経者尊靈ノ發<sup>ニ</sup>精神<sup>一</sup>ヨリ、以<sup>テ</sup>既<sup>ニ</sup>書<sup>一</sup>四卷<sup>一</sup>、弟子興<sup>ニ</sup>舊<sup>一</sup>僕<sup>一</sup>、而<sup>ル</sup>ニ今満<sup>ニ</sup>一部<sup>一</sup>、皆是<sup>レ</sup>一字<sup>ニ</sup>三礼<sup>一</sup>也、豈<sup>ニ</sup>非<sup>ス</sup>無<sup>ニ</sup>貳<sup>一</sup>大願<sup>一</sup>乎、奉<sup>ニ</sup>如法<sup>一</sup>書<sup>ニ</sup>寫<sup>シ</sup>同<sup>ニ</sup>經一部<sup>一</sup>、勤<sup>ニ</sup>行<sup>一</sup>法華ノ五種ノ妙行<sup>一</sup>、此<sup>ノ</sup>外<sup>ハ</sup>或<sup>ヒ</sup>ハ一日一部之頓写、或<sup>ヒ</sup>ハ有<sup>ニ</sup>數ノ輩<sup>一</sup>數部之漸写、州民間<sup>ニ</sup>而與<sup>一</sup>之<sup>一</sup>、家僕<sup>ニ</sup>拳<sup>一</sup>而書<sup>ク</sup>之<sup>一</sup>、廻<sup>ニ</sup>囑<sup>一</sup>速成就院ノ尊老<sup>一</sup>、為<sup>ニ</sup>唱導師<sup>一</sup>、龍樹之再生、馬鳴之前身也、數口ノ浄侶、連<sup>ニ</sup>蘿襟<sup>一</sup>而圍繞<sup>シ</sup>、兩部ノ諸尊、驚<sup>テ</sup>蒲牢<sup>ニ</sup>而照臨<sup>セム</sup>、於<sup>ニ</sup>焉<sup>一</sup>、絲篁ノ通奏、深<sup>ニ</sup>格<sup>一</sup>幽潜之聽<sup>一</sup>、霓羽ノ方舞、克<sup>ニ</sup>調<sup>一</sup>微妙之儀<sup>一</sup>、于時<sup>ニ</sup>、暮<sup>レ</sup>日西<sup>ニ</sup>傾<sup>キ</sup>、

三舍ノ影翫<sup>ニ</sup>樂工之袖<sup>一</sup>、凱<sup>レ</sup>風南ヨリ来リ、万斛ノ涼清法会之席、天之与善、默<sup>シ</sup>テ而識<sup>ル</sup>之<sup>一</sup>、然<sup>ラ</sup>ハ則<sup>チ</sup>、幽儀ノ願答<sup>ニ</sup>平昔之素葉<sup>一</sup>、忽<sup>チ</sup>遷<sup>ス</sup>等妙之覚城<sup>一</sup>、周親ノ願因<sup>ニ</sup>茲<sup>一</sup>日之善縁<sup>一</sup>、各満<sup>ニ</sup>現当之悉地<sup>一</sup>、仰<sup>キ</sup>羨<sup>ム</sup>、霞軒雲楣、与<sup>ニ</sup>日月<sup>一</sup>俱<sup>ニ</sup>懸<sup>カ</sup>リ、晨鐘夕磬、与<sup>ニ</sup>乾坤<sup>一</sup>争<sup>フ</sup>コト久<sup>シ</sup>、重<sup>テ</sup>請<sup>フ</sup>、法力ノ致<sup>レ</sup>遠<sup>ニ</sup>、永<sup>ク</sup>弘<sup>ニ</sup>未<sup>レ</sup>兆之災孽<sup>一</sup>、善根不<sup>レ</sup>孤<sup>ナ</sup>、須<sup>ク</sup>利<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>識之群萌<sup>一</sup>、敬<sup>ヒ</sup>テ白<sup>サ</sup>ク、

応安五年六月 日 弟子正六位上行左兵衛尉源朝臣（論者註<sup>ニ</sup>京極高詮<sup>一</sup>）敬白、

慈恩寺において佐々木氏頼の三回忌が修されたのも、願文中に「囊祖の苔墳の地を點<sup>シ</sup>め」と述べられるように、慈恩寺の地は佐々木六角家代々の墓所であり、かつ、氏頼がかの地に葬られたことによる。追善願文では最初に氏頼生前の人となりについての言及があり、次いで氏頼による慈恩寺の建立と本尊の安置に及んで、三回忌における様々な追善を述べ、供養導師には京都東山にあった西大寺の末寺・速成就院（東山太子堂白毫寺）の老僧を招くとともに、数人の伴僧が要請され、歌舞音曲をとまなう追善の盛儀は夕刻に及ぶものとして計画がなされていたことが述べられている。

願文中で見過ごせないのは、「過去の幽霊」すなわち佐々木氏頼が發願・建立に及んだ慈恩寺の本尊に言及がなされる点にある。すなわち、当時「金堂」と認識されていた堂宇に「慈恩寺」の額を掲げ、その本尊は「尊像を清涼寺に摸<sup>シ</sup>」たことを明言する。ここに慈恩寺本尊が嵯峨釈迦堂・清涼寺本尊に範を求めた清涼寺式の釈迦如来立像であったことが確認できる。あわせて等閑視できないのは「慈恩寺」を「南都一派之律院」と述べた点にある。

ここで明徳二年（一三九一）九月に書き改められた『西大寺諸国末寺帳』に目を転じてみると、「近江国」の項に「佐々木慈恩寺<sup>(33)</sup>」が見える。降って永享八年（一四三六）に記された『西大寺坊々寄宿諸末寺帳』の「一室分」の項には「江州佐々木慈恩寺」の記載がある。<sup>(34)</sup> 慈恩寺に冠される「佐々木」とは佐々木六角家が代々治めた当地、佐々木莊<sup>(35)</sup>を指している。上掲の願文において佐々木氏頼發願・造営の「慈恩寺」が「南都一派之律院」と記されたことは、まさしく慈恩寺が西大寺門流（西大寺律）の寺院であり、かつ、西大寺側の史料である当該末帳にその名をとどめる

嘉暦元年（一三二六）	12・2	誕生（佐々木時信男、母長井宮内大輔時千娘）〔徳源院本「佐々木系図」、〔尊卑分脈〕〕
建武元年（一三三四）	3・5	元服（九歳）〔徳源院本「佐々木系図」〕
同三年（一三三六）	6・13以前	この頃、既に近江守護職を継承〔石山寺文書「寺領文書紛失状案」〕
康永四年（一三四五）	4・11	従五位下に叙爵（二十歳）〔〔尊卑分脈〕、〔系図纂要〕〕
観応二年（一三五）	6・25	出家入道の身となり「崇永」を名乗って高野山に籠居する（二十六歳）〔〔太平記〕二九、〔系図纂要〕〕
		この頃、近江・金田に金剛寺を造営し、無極志玄（夢窓疎石の法嗣）を請じ、入仏供養を行う〔勝尾寺文書「佐々木氏頼自筆書状」〕
		この頃、夢窓疎石を開基に迎えて京都・烏丸六角の地に臨川寺三会院の別院として大慈院を建立する〔〔空華日用工夫略集〕三〕
康安元年（一三六一）	1・18	寂室元光を迎えて近江・高野に永源寺を建立する〔〔寂室録〕下之二、〔翰林葫蘆集〕一〕
応安三年（一三七〇）	6・7	卒去（享年四十五）、亡骸を近江・佐々木の慈恩寺に葬る〔〔空華日用工夫略集〕一〕

ところから、住持（長老）職が西大寺より直接、任命がなされる「直末寺」であったことなる<sup>(36)</sup>。両帳が成立した時期にあつては、諸国の西大寺末寺のうちに「慈恩寺」を称した寺院はほかに確認ができない<sup>(37)</sup>。

その「慈恩寺」が「直末寺」として西大寺側の記録にあつて、いつ頃まで遡り得るかということに留意してみると、注目されるのは『西大寺光明真言結縁過去帳（以下、光明真言結縁帳）』巻第一<sup>（比丘衆の衆百分）</sup>の「当寺第五長老沙門賢善」の項に「明智房慈恩寺」の記載が認められる点にある。ちなみに、この『光明真言結縁帳』には、第二十六代長老沙門高海（長老職一四三〇～一三六〇）の項には「光忍房<sup>（慈恩寺住）</sup>」の記載があり、第二十八代長老沙門元澄（長老職一四五〇～一五七〇）の項には「什賢房<sup>（慈恩寺）</sup>」が見える。前者に「慈恩寺住」を明記することを思えば、第五代長老沙門賢善の項にあらわれた「明智房」に付された「慈恩寺」も居所を意味するであろう。

西大寺第五代長老賢善は『西大寺代々長老』に拠ると、「第五賢善和尚、覺津上人、住持十年、最福寺住、暦応三庚辰十月二日、寂九十歳」と伝えている<sup>(40)</sup>。慈恩寺を居所とした明智房が西大寺五代長老在職時の賢善によって執り行われた光明真言に結縁し得た時期は、賢善没年の暦応三年（一二四〇）十月を最下限として、上限は賢善が西大寺の長老職に就任した元弘元年（一二三二）に求め得ることになる。

ここに至って佐々木氏頼の行実に目を転じてみると、（別掲年表参照）、氏頼は建武元年（一二三四）三月五日、九歳で元服し<sup>(41)</sup>、同三年六月以前に近江守護職を継いでいたようである<sup>(42)</sup>。この継職をもって事実上、佐々木六角家当主の座に就いたとみなし得る。氏頼の近江守護継職の時期についてはいまひとつ明確ではない。しかしながら元服以前に遡るものではないであろう。したがって氏頼の「慈恩寺」の発願・造営も建武元年を遡るとは考え難い。ここで先にみた慈恩寺明智房が西大寺五代長老・賢善と光明真言結縁をなし得た時期（一二三二～一四〇〇）を勘案するとき、佐々木氏頼が発願した「慈恩寺」の建立は建武元年から暦応三年までの七年間に絞り込めることになるであろう。それは氏頼九歳から十四歳の間のことであった。この年齢は今日の感覚では寺院建立を指示し、それをなし遂げるには早すぎるような気もする。ただし、氏頼の仏事について一顧すべきは、観応二年（一二五一）に勃発した「観応の擾乱」に際し、二十六歳で出家遁世の身となり高野山に籠居するか、この頃までに慈恩寺に近接する金田（現、近江八幡市金剛寺町）に夢窓疎石の法嗣・無極志玄を請じて金剛寺を造営し、入仏供養を行つており、京都・烏丸六角の地に臨川寺三会院の別院として大慈院を建立し、夢窓疎石（一二三五年没）を開基に迎えている<sup>(45)</sup>。また、三十六歳の康安元年（一二六一）正月には寂室元光を開基に迎え、近江高野の地に永源寺を建立している<sup>(46)</sup>。すなわち、「観応の擾乱」前後の時期から氏頼の仏事は臨濟禪に傾倒していたようである。一方、この頃にあつては南都律院・西大寺との関わりが史料上にまったくあらわれない。氏頼の信仰に占める西大寺との関わりは、臨濟禪一辺倒になる「観応の擾乱」の頃以降に想定するより

は、むしろ、それ以前であったと考えるのが適切であろう。なお、氏頼による「慈恩寺」建立発願の契機について、これまで貞和元年（一三四五）に没した母の追善菩提のためとみる説を支持することが専らであった。<sup>(47)</sup>しかし、そのことを記すのは後世の記録にとどまる。<sup>(48)</sup>上述の『光明真言結縁帳』の西大寺第五代長老賢善の項にあらわれた慈恩寺明智房の存在は無視し難く、慈恩寺建立の発願と造営は氏頼が元服した建武元年を最上限として、暦応三年までの七年間と考えておきたい。

加えて、この慈恩寺の宗派に関して前掲の『開山上人略伝』には「天台一乗之靈場」とあるように、これまで慈恩寺は天台寺院であったと考えられてきたようである。<sup>(49)</sup>ただし、慈恩寺を天台寺院と伝える最も古い史料は管見では、法勝寺慧鎮（一二八一～一三五六）の行実を天文六年（一五三七）にまとめた『伝戒沙門慈威和尚伝』のようである。そこには「康永三年、江州慈恩寺建立、本願佐々真管領氏頼朝臣也」と記す。<sup>(50)</sup>しかしながら、『伝戒沙門慈威和尚伝』に先行する慧鎮の伝記類ではまったくそのことに触れられない。慈恩寺の創立に慧鎮が関わったとすることは、慈恩寺がかつて律院（戒律寺院）であったことを、天台の円頓戒に付会させて理解した節がある。『伝戒沙門慈威和尚伝』の記述（上掲）を思えば、該書のなつた天文六年頃には慈恩寺は南都・西大寺の軀から解き放たれて天台寺院化していたことを示すようである。その『伝戒沙門慈威和尚伝』では慈恩寺の建立を康永三年（一二三四）と記していたが、採るべき慈恩寺の創建年代は先に述べた通りである。かくして氏頼三回忌の追善願文に言及がなされる嵯峨釈迦堂清涼寺の尊像を摸したという慈恩寺の本尊像が、先に掲げた『開山上人略伝』において「梅檀香木之瑞像」の「釈迦」とあるように清涼寺式の釈迦如来立像を示唆することを思えば、これに相当するであろう。文明元年（一二四九）の「慈恩寺合戦」の難を逃れ、『開山上人略伝』がまとめられた安永七年（一七七八）当時、淨嚴院において旧慈恩寺本尊として認識される尊像が伝存していたことになる。そして、本像がこれに相当することは多言を要しない。慈恩寺の建立と本尊の造立を建武元年から暦応三年までの七年間とみることは、作風から本像の造立を十四世紀第二四半期と推定したことも矛盾することはない。<sup>(51)</sup>

### むすびにかえて

—十四世紀前半の西大寺末寺における院派仏師の造像をめぐって—  
作風の検討を通じ、本像の造像に院派仏師の関与を推定した。仏師の比定は作例紹介を兼ねた小稿の考察の域を越えるものであり後考を俟ちたいが、ただし一言しておきたいのは、この時期、各地に展開した西大寺門流（西大寺律）の造像にあって院派仏師の登用が認められることにある。試みにこれまでに知られていた西大寺末寺における院派仏師の当代造像の事例（現存作例）を列記してみると以下の通りである。

乾元二年（一三〇三） 広島・浄土寺聖徳太子（孝養太子）立像（院憲作）  
徳治三年（一三〇八） 神奈川・称名寺釈迦如来立像ならびに十大弟子立像（院保ほか院興らの作）<sup>(52)</sup>  
元亨三年（一三三三） 神奈川・称名寺金剛力士立像（院興、院救ほかの作）  
建武五年（一三三八） 広島・浄土寺聖徳太子（南無仏太子）立像（院勢作）

これらは、その作例が帰属する寺院としては二箇寺にとどまる。<sup>(53)</sup>これらのうち、称名寺釈迦如来立像ならびに十大弟子像については、造像をみた徳治三年が金澤北条氏の始祖であり祖父であった北条実時の三十三回忌に当たり、当時、金澤北条の当主・貞顕が六波羅探題南方（長官）として在京の任にあったことを視野に入れて、<sup>(54)</sup>造像に携わった院保を中心とする院派仏師の登用についても実時三十三忌の施主であり称名寺大檀越であった貞顕その人の個人的な意向が強く働いたものとも考えられてきた。<sup>(55)</sup>そして、これに続く元亨三年の称名寺における仁王像の造立も、先行して行われた徳治三年の造像の縁と実績に拠るところが大きいものと思われる。しかしながら、院派仏師の登用が西大寺の末寺であった武蔵、備後の有力寺院だけでなく、近江の寺院にも及んでいたということであれば、次のような見方も検討の余地のあるものとして浮上するであろう。

すなわち、周知の通り西大寺系の造像は、十三世紀後半にあっては本寺である西

大寺での善円(のちに善慶を名乗る)ならびに同工房の仏師の登用は言うに及ばず、末寺であった神奈川・称名寺本尊・弥勒菩薩立像(建治二年(一二七六)銘)についても、今日では善派仏師の造像とみるのが有力であり、かつ、その他の称名寺における大檀越・北条実時周辺の造像においても善派仏師の登用が推定されるところから、西大寺はもとより東国末寺の造像に及んで善派仏師の重用が窺えることになる。<sup>(57)</sup>しかしながら十四世紀に入ると、西大寺での院派仏師が関与した事例については、現存作例と記録の双方において確認することはできないものの、本像を含めて上掲の作例群は、単に施主の意向にとどまり得ない西大寺門流(西大寺律)における仏師登用が善派仏師から院派仏師にとって代わる傾向にあったことが示唆されるようにも考えるのである。<sup>(58)</sup>その契機・要因がどこにあったか、論者はそのことを明らかにするだけの史料をもちあわせてはいないが、今後解明すべき課題になり得ることはいうまでもない。

なお、尊種の選定においてかつて論者が指摘したように、西大寺律に限定することなく広く南都の律院における清涼寺式の釈迦如来像の受容と造像は十三世紀後半以降、ひとつの伝統を形成していた。<sup>(59)</sup>十四世紀の第二四半期にあつて慈恩寺が南都律院・西大寺の末寺として出発したことを思うと、慈恩寺における本尊の選択も、その伝統に連ねて理解すべきように思われる。そして、そのなかにあつて院派仏師の手になる清涼寺式の釈迦如来立像というとき、これまで称名寺像が現存唯一であったが、これに次ぐのが本像ということになる。既に見てきたように本像の造形の端々には称名寺像はいうまでもなく、現存の清涼寺式の釈迦如来立像の諸作例のなかに置いてみても決して個性を埋没させることはない。

本像は、これまで注目されることはなかったが、全面解体に及ぶ修理により当初の像容に近いかたちに復すこととなったことを機に、その存在について周知をはかべく関連史料を添えてここに提示するものである。

註

- (1) 本文後掲の浄厳院蔵・安永七年(一七七八)・暢誉編『開山上人略伝』に拠る。
- (2) この弥勒堂に本来本尊として安置されていた半丈六の弥勒仏像(十一世紀、滋賀

県指定有形文化財)は、現在も興隆寺(近江八幡市多賀町)に伝存する。像内の暦応三年(一三四〇)の修理墨書銘にあらわれた願主「天台黒谷沙門光宗」が、『溪嵐拾葉集』の編者で当時、当地で該書の撰述活動をしていた光宗その人と同一人物とみられることは意外に知られていない。

- (3) 佐々木進 総説『隆堯法印と阿弥陀寺・浄厳院』企画展図録、栗東歴史民俗博物館、一九九一年。なお、織田信長による建物・本尊、住侶に及んでこれらを移しての施策が半ば強制的であったことは、浄厳院に残る信長書状「こんせの坊主寺領事、昨日如申聞、可相渡之候々、自余之坊主も此方へ越候ハ、可遣候、無左候ハ皆可為欠所候、成其意可申付事、專一候也、十月十日(朱印「天下布武」)(上掲の企画展図録図版19)に端的に示されている。ちなみに、本尊を遷座することとなった二階堂宝蓮寺は本文において後述する『西大寺諸国末寺帳』『西大寺坊々寄宿末寺帳』『西大寺光明真言結縁過去帳』にその名が確認でき、中世にあつては南都・西大寺の管轄下にあつた(津田徹英「飛天光背の展開」『平安密教彫刻論』四八八―四八九頁の註14参照)。

- (4) 昭和四十一年(一九六六)七月四日付で滋賀県指定有形文化財に、平成十年(一九九八)五月一日付で重要文化財に指定。

- (5) 『滋賀県指定有形文化財 浄厳院楼門修理工事報告書』滋賀県教育委員会事務局文化財保護課、一九九七年、六頁上段。

- (6) 田中政三『近江源氏』巻一・まほろしの観音寺城(弘文堂書店、一九七九年)二五〇―二五二頁、『同』巻二・佐々木氏の系譜(同、一九八一年)二四七頁下段、および二五五頁と二五六頁のともに上段の挿図。註5の『滋賀県指定有形文化財 浄厳院楼門修理工事報告書』四頁上段―五頁上段。

- (7) 昭和四十七年(一九七二)三月三十日付で安土町指定文化財となる。平成二十二年(二〇一〇)、近江八幡市との合併にともない、近江八幡市指定文化財として引き継がれることとなった。

- (8) 修理前の本像の写真(寿福滋氏による撮影)・調書については『近江の古代中世彫像の基礎的調査・研究―基礎データと画像蓄積のために―平成二四年度―平成二六年度科学研究費助成事業 基礎研究(B)一般 成果報告書(課題番号2320032)』(研究代表者 津田徹英) 一一三―一三四頁を参照されたい。

- (9) 修理は滋賀県大津市内の楽浪文化財修理所で行い、監修は佐々木進氏(近江八幡市文化財審議委員、元栗東歴史民俗博物館長)と津田が担った。

- (10) 修理後に二〇一六―二〇一九年度科学研究費助成事業・基盤研究(A)「仏像の表象機能に関わる総合的調査研究―空間・荘厳・胎内に着目して(課題番号

挿図 28-(1) 肉髻部の埋木 (修理前)

挿図 28-(2) 釈迦如来坐像 (塑造)  
滋賀・圓光寺

16H01913)」(研究代表者 有賀祥隆 東北大学名誉教授)の一環として、二〇一七年九月九日に有賀祥隆、泉武夫、長岡龍作、岩佐光晴、奥健夫、川瀬由照、井上大樹、浅井和春、瀬谷貴之、畠山浩一の各氏、東北大学大学院文学研究科東洋・日本美術史研究室の諸氏、および、近江八幡市の文化財審議委員である佐々木進、同市史編纂室の山本順也の各氏とともに熟覧に及び、撮影は寿福滋氏が行った。

(11) 修理前は肉髻珠のある箇所埋木(後補)がなされていた(挿図28・(1))。埋木は横長の楕円形で凹状に穿たれた穴を埋めるものであった。肉髻珠の復原を検討した結果、いつでも取り換えられるように配慮しつつ、ひとまずその輪郭にしたがい楕円形の木製肉髻珠をもって新補することとした。ちなみに、肉髻珠を楕円形にあらわす例として、近隣の圓光寺(同市西之庄町)釈迦堂本尊・釈迦如来坐像(旧永明寺本尊、塑造、院派仏師の手になるか、挿図28・(2))をあげることができる。

(12) 解体時の楽浪文化財修理所による所見(『文化財修理報告書 滋賀県近江八幡市安土町慈恩寺 浄厳院 木造釈迦如来立像一軀(清凉寺式釈迦如来立像)』楽浪文化財修理所、二〇一一年三月)にしたがった。

(13) なお、右体側部材には肩上から大腿付近に及んで後方寄りに長方形の別材(当初)を突き付ける。

(14) 本堂内の本尊・丈六阿弥陀如来坐像の左(向かって右)後方奥には基盤を台座にするほぼ等身の木造薬師如来立像(江戸時代)を設置する。念のため、この像の台座であった可能性を検討してみたが、足の大きさが蓮肉部の奥行きと合わないことなどから、その台座を転用したとみることはできない。なお、修理前の台座は、仰蓮・上敷茄子(丸型)・華盤・下敷茄子(八角型)・受座・蕊・反花・隅足付きの三段框から構成されていたが、仰蓮が前方に僅かに傾斜しており、その上に立つ本像は前傾して、かつ、両足柄は幾分切り縮められていたため、転倒が心配された(既述)。

そこで修理に際しては仰蓮と上敷茄子のみを元遣いとし、仰蓮の蓮肉面を水平に保つように改め、華盤以下は別置保存とし、新たに黒漆塗二段丸框(四方隅足付き)を造って、台座の総高を三分の一程度減じて像本体の重心を下げ、転倒防止をはかった。

(15) 清凉寺像の像高は、『東國の仏像 二平成十八年度(二十年)度科学研究費補助金基盤研究(A)「東日本に分布する宗教彫像の基礎的調査研究―古代から中世への変容を軸に(課題番号一八二〇二〇三、研究代表者 有賀祥隆)』研究成果報告書』(東北大学大学院文学研究科東洋・日本美術史研究室、二〇一〇年、八六頁)にしたがった。

(16) 奥健夫『清凉寺釈迦如来像(日本の美術五二二)』至文堂、二〇〇九年、二五頁下段。  
(17) 頸廻りに及ぶ袋状の大衣上端が幅広になる先行作例としては、建久四年(一一九三)の造立が知られる東京・大円寺像のほか、滋賀・莊嚴寺像、福岡・大興禪寺像などをあげることができる。ただし、大円寺像のそれは反転して裏地を見せる部位が、他の清凉寺式の釈迦如来像同様に右(向かって左)寄りとなっており、莊嚴寺像、大興禪寺像では両肩に懸かる部位が本像のように幅広とはなっていない。

(18) 山本勉『口絵解説 東京国立博物館保管 千手観音菩薩坐像』『佛教藝術』二二四号、毎日新聞社、一九九六年。

(19) 註5の『滋賀県指定有形文化財 浄厳院楼門修理工事報告書』に拠れば、釈迦堂の鬼瓦に天保十年(一八三九)の銘があるという(四頁上段)。この釈迦堂は現在、物置として使われており、尊像の類は堂内に存在しない。

(20) 本文末には「安永七戊戌年三月 暢睿梵 改之」の識語をとまう。引用の本文は、註5の『滋賀県指定有形文化財 浄厳院楼門修理工事報告書』七九頁上段に収められた翻刻文に拠った。ただし、この翻刻文は白文をもって提示されるが、小稿では『同』一五六頁の写真(図版37)で当該箇所を字句を確認して誤字を訂正するとともに、送り仮名・返り点についても極力原文通りに付すことに努めたが、漢字の訓み(振り仮名)ほか論者の判断で改めた箇所がいくつかある。

(21) 文中に示された「法如自書、称讚浄土経」「恵心僧都、来迎廿五尊」「恩恭、弥陀ノ画」は、それぞれ現存の「称讚浄土仏撰受経(奈良時代、県指定)」(註3の『隆堯法印と阿弥陀寺・浄厳院』企画展図録、図版34)、三幅本「阿弥陀二十五菩薩来迎図(鎌倉時代、出光美術館所蔵、「浄土教画(日本の美術四三三) 岡崎讓治編、至文堂、一九六九年、第85図)」もしくは一幅本「阿弥陀二十五菩薩来迎図(室町時代)」(『隆堯法印と阿弥陀寺・浄厳院』企画展図録、図版27)のいずれか、「阿弥陀来迎図(南北朝時代)」(『同』企画展図録、図版28)に相当するようである。『開山上人略伝』

が撰述された当時、それらも慈恩寺よりの伝来と認識されていたことになる。なお、これらとともに記された「中将法如」（藕絲）袈裟」が、大勳進沙弥善法が関与して暦応五年（一三四二）に供養した旨の裏書（現在、別保存）を有する「観無量寿経变相図（鎌倉時代、市指定）」（同）企画展図録、図版24」に同定できるならば、これも慈恩寺伝来と認識されてきたことになるが、本文中で明らかにするように慈恩寺建立の最下限が暦応三年（一三四〇）であったと考えられることも齟齬はない。

(22) 『桑実寺縁起・道成寺縁起（続日本の絵巻24）』（小松茂美編、中央公論社、一九九二年）四九頁当該箇所の簡易解説。

(23) 桑実寺に將軍御座所が構えられた時期は明確でないが、享祿四年（一五三二）七月七日、足利義晴は坂本（現、大津市坂本）から武佐（現、近江八幡市武佐）長光寺に移って逗留しており（『上杉家文書』、なお、『長享年後畿内兵乱記』では八月のことと記す）、翌年七月二十八日には長光寺からは近距離にあった桑実寺に移って將軍御座所を構えていた（『祇園執行日記』同日条）。遡ってその年の一月には既に桑実寺縁起絵巻の制作を命じていることを思うと（『実隆公記』享祿五年正月二十一日条）、桑実寺への動座・仮寓は享祿四年に遡る可能性が高い。

(24) 『祇園執行日記』天文三年六月二十九日条、『嚴助大僧正記』同日条、『長享年後畿内兵乱記』同日条。

(25) 註5の『滋賀県指定有形文化財浄嚴院樓門修理工事報告書』七頁下段。

(26) 『近江蒲生郡志』巻二、滋賀県蒲生郡役所、一九二二年、四四二頁。「慈恩寺合戦」に至る経緯の詳細については「同」巻九（同、一九二二年）第四編「第三章 文明元年の戦」（二七四―二八三頁）を参照されたい。

(27) 註5の『滋賀県指定有形文化財浄嚴院樓門修理工事報告書』一九頁下段。

(28) 樓門安置の等身よりやや大きい仁王像（卍形、十四世紀に遡るか）の台座（岩座）には天文二十三年（一五五四）の年紀とともに「奉安置二王之像 北郡只越田村寺樓門二王也 然於一乱七令買得奉修補者也」を明記して「慈恩寺奉行時之老僧衆」五名と「修補之仏師 慶源法眼」の名を記し、あわせて「番匠大工預り 新兵衛 同小工 五郎兵衛 統領甲良左衛門五郎屋口也 彼父樓門所造也」とある（註5の『滋賀県指定有形文化財浄嚴院樓門修理工事報告書』巻頭には口絵カラー図版で当該箇所を掲載する）。樓門の造立が「甲良」大工の「左衛門五郎」の父の時代であったことが示される点は重要であるが、『同報告書』では、「甲良」大工の「左衛門五郎」らの登用は、長浜の「田村寺」から買い取った「二王」像を修理して慈恩寺樓門に安置すべく樓門の造作のための登用と解釈している（4頁の関係年表、7頁上―下段）。ただし、『桑実寺縁起絵巻』に描かれる仁王門を慈恩寺のそれとみなし得るならば、

樓門を天文年間（一五三二―一五四）の建立とする推定（7頁下段）を裏付ける一方で、絵巻が制作された天文元年八月までには完成していたことになる。しかも、そこには既に仁王像が描かれており、仁王像の安置の時期と修理については別の解釈が生じる。ちなみに画中に描かれた仁王像の姿は当該仁王像の手勢等とほぼ合致する（挿図29）。

(29) 註5の『滋賀県指定有形文化財浄嚴院樓門修理工事報告書』二―五頁、註6の田中政三『近江源氏』巻二（二四七頁）、註26の『近江蒲生郡志』巻二（二七五―二七八頁）、『同』巻七（滋賀県蒲生郡役所、一九二二年、八三四―八三七頁）、村上美登志「太山寺本『曾我物語』（今の慈恩寺是なり）攷―仮名本の成立時期をめぐって―」（『論究日本文学』五四号、立命館大学日本文学会、一九九一年）など。

(30) 『後愚昧記』応安三年六月七日条（『大日本史料』第六編之三十二・南朝建徳元年北朝応安三年六月七日条、所載（二〇〇頁））。

(31) 註30の『大日本史料』第六編之三十二、所載（二二一―二三三頁）。なお、本文を掲げるにあたり、送り仮名・返り点などは論者が恣意に付したものである。

(32) 義堂周信（一三二五―一三八）撰『空華日用工夫略集』一には以下のように記す（文言は註30の『大日本史料』第六編之三十二、二二〇頁に拠った）。

六月廿四日、芳庭和尚来告上京、将甲六角殿（論者註「氏頼」、先著江州金剛寺、遂当達于洛城、蓋佐々木崇永、字雪江、世寿四十五、薨京之甲第、闍維于江州慈恩律寺、雪江、少年始従軍南方之師、就芳庭寛先師（論者註「夢窓疎石」）法語、至今不離身、每日炷香頂礼云々、

(33) 『西大寺関係史料（一）―諸縁起・衆首交名・末寺帳―』（奈良国立文化財研究所、一九六八年）一一―一頁。同史料の翻刻を兼ねた論考として松尾剛次「奈良西大寺末寺帳考―中世の末寺帳を中心に―」（『三浦古文化』五一号、京浜急行電鉄株式会社三浦古文化研究会、一九九二年）がある。同論考では『西大寺関係史料（一）―諸縁起・衆首交名・末寺帳―』にいくつか翻刻ミスがあることを指摘して訂正を行っている。ただし当該箇所については松尾剛次氏の翻刻と同一であり問題は無いので、

挿図 29-(1) 桑実寺縁起  
絵巻 下巻（部分）

挿図 29-(2) 仁王（阿形）  
立像 滋賀・浄嚴院（樓門  
所在）

- 『西大寺関係史料(二)―諸縁起・衆首交名・末寺帳―』にしたがった(以下、同じ)。
- (34) 註33の『西大寺関係史料(二)―諸縁起・衆首交名・末寺帳―』一〇四頁。
- (35) 「佐々木荘」については、若林陵一「中世後期近江蒲生下郡上郡(境界地域)」と佐々木六角氏(『東北文化研究所紀要』四五号、二〇一五年)を参照されたい。
- (36) 註33の松尾剛次「奈良西大寺末寺帳考―中世の末寺帳を中心に―」参照。
- (37) 註33の松尾剛次「奈良西大寺末寺帳考―中世の末寺帳を中心に―」の指摘に拠れば、現状の明德二年(一二九一)の『西大寺諸国末寺帳』には文龜二年(一一五〇)の追筆箇所があり、註33の『西大寺関係史料(二)―諸縁起・衆首交名・末寺帳―』には追筆箇所について翻刻がなされていないことを明らかにしている。しかも、そのなかに伊勢国の「慈恩寺」があったことが知られる。ただし、当該部は、年紀はないものの奥書に「奉行尊光高算」と見える別本の『西大寺諸国末寺帳』の伊勢国の項にもその名を見出すことができない(註33の『西大寺関係史料(二)―諸縁起・衆首交名・末寺帳―』一三三頁)。奉行のひとりであった高算は『西大寺代々長老名』から晩年に当たる長祿元年(一四五七)から、八十歳で没する文明三年(一四七二)までの間、西大寺第二十九代長老の職にあった。生没年(一二三九―一四七一)を勘案するとき十五世紀の前半がその活動期であった。一方、尊光は『西大寺光明真言過去帳』に拠ってみると、第四代静然(元弘元年(一一三三)没)と二十一代叡空(応永十九年(一一四二)没)に結縁した同一名の僧侶の名が知られる。高算の活動期(上述)を勘案すると、後者の尊光に比定できそうであり、その活動時期はやはり十五世紀前半であったと推定できる。したがって年紀不明ながら両僧が奉行として名を連ねた別本の『西大寺諸国末寺帳』は、おおよそ十五世紀前半にまとめられたということが推定できる。そこにも伊勢国の「慈恩寺」があらわれないということになる、これ以降、文龜二年までの間に西大寺の末寺に組み込まれたようである。したがって、『西大寺光明真言過去帳』の三箇所にあられた「慈恩寺」は、いずれも佐々木氏頼発願の慈恩寺のことであったとみなされるであろう。
- (38) 註33の『西大寺関係史料(二)―諸縁起・衆首交名・末寺帳―』八一頁。
- (39) 註33の『西大寺関係史料(二)―諸縁起・衆首交名・末寺帳―』八九、九〇頁。
- (40) 註33の『西大寺関係史料(二)―諸縁起・衆首交名・末寺帳―』七三頁。
- (41) 徳源院本『佐々木系図』『氏頼』の項(註30の『大日本史料』第六編之三十二、一一二頁)。
- (42) 石山寺文書(貫函四一) 建武三年(一二三三)六月の「寺領文書紛失状案」(『近江蒲生郡志』八卷、滋賀県蒲生郡役所、一九三二年、一〇一―一〇二頁に翻刻掲載)に見える佐々木氏支流の馬淵義綱の肩書には「当国守護代」が付されている。その肩書は氏頼(当時、十一歳)が父・時信から近江国守護職を譲られた折の、現場での執務代行者(陣代)としての「当国守護代」であったと解されよう。なお、前年の建武二年七月二十八日付の山中弁(道俊)殿宛馬淵義綱書状(甲賀市水口 山中氏文書)には、守護代の肩書は見えないが、馬淵義綱は山中道俊による鈴鹿山ならびに横手山における山賊・三雲伊豫房の捕縛に対して、その功を直接、公方(将軍家)に注申すべきと指示を出しており、『近江蒲生郡志』巻二では馬淵義綱のこの職務に守護代の役目を認めている(八二二頁)。とすれば、佐々木氏頼の守護継職はこの頃にまで遡ることになる。
- (43) 『太平記』二九「八重山蒲生野合戦事」(『大日本史料』第六編之十五、二八三頁)。
- (44) 大阪・勝尾寺文書「佐々木氏頼自筆書状」のなかに見える「一、金剛寺造営事、大略遂土木功候」の項(註30の『大日本史料』第六編之三十二、二九頁)。
- (45) 『空華日用工夫略集』三(註30の『大日本史料』第六編之三十二、一三〇頁)。
- (46) 『寂室録』下之二、「翰林胡蘆集」一(註30の『大日本史料』第六編二十三、四六四―四六五頁、四六八―四六九頁)。
- (47) 註5の『滋賀県指定有形文化財浄厳院楼門修理工事報告書』二頁下段、註29の『近江蒲生郡志』巻二(二七八頁)、「同」巻七(八三四頁)、村上美登志前掲論文。
- (48) 明確にそのことに言及があるのは近世に執筆された『瑞石歴代雑記』一に見える「氏頼(中略)為先妣菩提親寺塔、凡十三所、就中慈恩寺・金剛寺・威徳院、輪奐太美也」のようであり(註30の『大日本史料』第六編之三十二、二二三頁)、御室本「佐々木系図」の「氏頼」の項に記されるそれは(註26の『近江蒲生郡志』巻二、二七八頁)、この『瑞石歴代雑記』もしくはその元となったものの文章を抜粋したようである。ちなみに註44で言及した大阪・勝尾寺文書「佐々木氏頼自筆書状」には「当年者、慈母七年、国師(論者註「夢想疎石」)御忌候、随分可為善根之由存候」を明記して、「一、金剛寺造営事、大略遂土木功候」の項に、同寺での「以三宝供養、国師(論者註「同前」)并慈母報恩徳度候」に言及している。この自筆書状に拠る限り、むしろ金剛寺が慈母報恩のために建立された寺院であったようである。
- (49) 註5の『滋賀県指定有形文化財浄厳院楼門修理工事報告書』二頁下段。なお、註29の『近江蒲生郡志』巻七では慈恩寺の宗派を「氏頼は夢窓国師に参禅して入道せし人なれば当寺も必ず臨済の禅利なるべし」(八三五頁)と述べて、臨済宗寺院との認識を示している。誤認であるとはいってもない。
- (50) 『大日本史料』第六編之二〇、三九二―三九三頁。
- (51) なお、註29の村上美登志「太山寺本『曾我物語』(今の慈恩寺是なり)攷―仮名本の成立時期をめぐって―」には、鞆山東麓の清水鼻(東近江市五個荘町)の慈恩

寺本尊十一面観音立像（像高一七・二cm、十二世紀、重要文化財）について、佐々木氏頼発願の慈恩寺の旧本尊であったと伝えることに言及する。もとより伝承の域を出ない。同論文では氏頼発願の慈恩寺を天台寺院と考え、その建立年代を母の菩提のためと考えて、興国六年・貞和元年（二三四五）から正平六年（一三五二）六月二十五日の間と推定している。

(52) 十大弟子立像は各像ともに銘文等はなく作者については不明である。ただし、この十大弟子立像が付随する釈迦如来立像の体内刻り面には院保を中心として観尊、審守、観信、善智、見信、定守、院興、有禪、院照、院蔵、快實、観保、定審、院聖、慶賢、院吉、院寿という仏師と思われる名前が多数記されており、かれらが十大弟子像の造像に関わった可能性が高い（清水真澄「院派仏師の作例と活動」『中世の世界に誘う 仏像 院派仏師の系譜と造像』特別展図録、横浜市歴史博物館、一九九五年、九五頁）。

(53) このほか京都・泉涌寺（北京律）の末寺造像の事例ではあるが、院派仏師の手になる作例として元亨二年（一三二二）銘の神奈川・覚園寺阿闍如来坐像（院興作、前掲挿図17）をあげることができる。この像はもと覚園寺の隣地に所在した律院・大楽寺の旧仏であったが（清水真澄「仏師院吉、院広の事蹟とその作例」、同「東国における院派仏師の動向」『中世彫刻史の研究』有隣堂、一九八八年、七八頁、一〇六―一〇七頁）、大楽寺がのちに覚園寺に併合されたことを思うと、やはり北京律の寺院であったと考えるのが自然であろう。なお、この大楽寺の起立については西谷功氏が『南宋・鎌倉仏教文化史論』（勉誠出版、二〇一八年）において明らかにされている（二八一―二八四頁）ので参照されたい。

(54) 金澤貞顕の行実、ことに六波羅探題南方時代については永井晋『金沢貞顕（人物叢書）』吉川弘文館、二〇〇三年（二七―六二頁）を参照されたい。

(55) 註52の清水真澄「院派仏師の作例と活動」『中世の世界に誘う 仏像 院派仏師の系譜と造像』九三―九五頁、註53の同「仏師院吉、院広の事蹟とその作例」、同「東国における院派仏師の動向」『中世彫刻史の研究』七七頁、一〇六頁。

(56) このことは、山本勉「仏師円覚の二作例をめぐって」『三浦古文化』四三号、京浜急行電鉄株式会社三浦古文化研究会、一九八八年）において指摘があつて以来、『日本彫刻史基礎資料集 鎌倉時代 造像銘記篇』第一三卷（中央公論美術出版、二〇一七年）の「称名寺弥勒菩薩像」の「備考」（執筆 瀬谷貴之、一三二頁）で述べられるよう、今日では有力な見方となっている。

(57) 論者は称名寺に伝来した白檀製阿弥陀三尊迎接像を手がけた仏師、ならびに、称名寺開山・審海が弘安五年（一二八二）に宝樹院（旧常福寺本尊）阿弥陀三尊像の

修理に登用した「大仏師土佐公円慶」について、いずれも善派仏師を推定している（津田徹英「称名寺蔵白檀製阿弥陀三尊迎接像をめぐって（上・下）」『金沢文庫研究』二九〇・二九一号、神奈川県立金沢文庫、一九九三年、同「称名寺本尊弥勒菩薩立像の風景」『称名寺本尊 弥勒菩薩立像 特別展―称名寺の秘仏公開―』神奈川県立金沢文庫、一九九八年）。

(58) 十四世紀における律院と院派仏師の結びつきについては、早くに註53の清水真澄「仏師院吉、院広の事蹟とその作例」のなかで言及がある（『中世彫刻史の研究』七八―七九頁）。

(59) 西大寺律はもとより唐招提寺律を含めた南都律院およびその末寺において清凉寺式釈迦如来立像が受容をみた契機については、津田徹英「善光寺阿弥陀三尊像と清凉寺式釈迦如来像の模刻造像の時機―その世界観―」『三國伝来』へのまなざし』『中世文学と寺院資料・聖教』阿部泰郎編、竹林舎、二〇一〇年、三二四―三二六頁）において、受容する側の意識の問題として論じているので参照されたい。

#### 【図版ならびに挿図出典】

図版五―九、挿図1、2、3、7・(1)、8、9、11・(2)、12・(2)、16、23・(2)、27、29・(2)は寿福滋氏撮影、東北大学大学院文学研究科東洋・日本美術史研究室提供

挿図4、5、6、7・(2)、12・(1)、13、14、15、19、20、21、22、23・(3)、24、25、28・(1)は筆者の撮影ならびに作図

挿図26、29・(1)は遠山元浩氏撮影、提供  
挿図28・(2)は寺島典人氏撮影、提供

挿図10、11・(1)、23・(1)は奥健夫『清凉寺釈迦如来立像（日本の美術五二三号）』（至文堂、二〇〇九年）より複写

挿図17は『神奈川県文化財大観』彫刻篇（神奈川県教育委員会、一九七五年）より複写  
挿図18は山本勉『南北朝時代の彫刻―唐様の仏像と伝統の残照―（日本の美術四九三号）』（至文堂、二〇〇七年）より複写

#### 【付記】

小稿は二〇一六―二〇一九年度科学研究費助成事業・基盤研究（A）「仏像の表象機能に関わる総合的調査研究―空間・荘嚴・胎内に着目して（課題番号16101913）」（研究代表者 有賀祥隆東北大学名誉教授）の成果の一部である。本像調査にあたっては浄厳院（住職勝山俊和師ならびに奥様のご高配を得た。小稿で使用した浄厳院釈迦如来立像の図版・挿図のうち、修理・解体時に筆者が撮影した部分写真を除く多くは調査時における寿福滋

氏の撮影になるものである。このほか、東京国立博物館蔵千手観音菩薩坐像の熟覧に際しては、同館主任研究員 皿井舞氏に貴重な時間を割いて協力して頂いた。ここに記して深甚の謝意をあらわす次第であります。

(つだてつえい・青山学院大学教授)